

令和5年5月2日

区立子供園 保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症に係る対応について

先般国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、令和5年5月8日から5類感染症(季節性インフルエンザ等と同等)に変更することを公表しました。これを受けて、令和5年5月8日からの区立子供園におけるマスクの着用等新型コロナウイルス対応について、以下のとおり、区保育課の考えをお示しいたします。

5月8日(月曜日)以降

I 区立子供園におけるマスクの着用について

園児、教職員等、いずれに対しても、マスクを外すことを基本とします。但し、着脱については様々な事情を考慮に入れ個人の判断や意思を尊重いたします。

なお、高齢者・基礎疾患を有する方・妊婦など重症化リスクが高い方と接する場合には、感染防止対策としてマスクの着用が推奨されていることから、この趣旨を踏まえて対応を行います。

II 日常的な感染予防対策、園行事の実施について

平時の園運営における手洗い、清掃(消毒)、検温、園行事等を実施いたします。

III 出席停止期間等の考え方について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法の第二種の感染症と区分されます。出席停止期間等については、下表のとおりとなります。

項目	基準
出席停止期間	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(※) (無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで)
登園届の提出	別紙「登園届」に受診した医療機関等を保護者が記載し、園へ提出する。
臨時休園	従前からの国方針に基づき、原則、開所する。

※解熱後の期間については、季節性インフルエンザの「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで」とは異なります。

※出席停止期間中の給食費は、日割り計算になります。

裏面あり

IV 感染者発生時の対応について

子供園への届け出について

お子様が感染した場合は、速やかに在籍園への連絡をお願いします。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、出席停止期間後に保護者の方が記載した「登園届」を登園時に子供園へご提出ください。

*学校において予防すべき感染症の種類について(平成30年3月現在)

学校において予防すべき感染症の種類には、第一種、第二種、第三種の感染症がある。第一種の感染症には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の第一類感染症と、結核を除く二類感染症が該当する。第二種の感染症には空気感染又は飛沫感染する感染症で、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い。

第二種の感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
---------	---

【問い合わせ先】

杉並区子ども家庭部保育課 03-3312-2111 (代)
全般的なこと 子供園・幼稚園担当 内1302
給食費に関すること 認定・入園係 内1303

登園届

(保護者記入)

_____ 子供園長 宛

_____ 組 園児氏名 _____

新型コロナウイルス感染症のため登園を控えていましたが、回復しましたので連絡します。

新型コロナウイルス感染症		
発症した日	※急な発熱、全身倦怠感（からだのだるさ）、悪寒（さむけ）などが 出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。	月 日
症状軽快した日		月 日
登園を再開する日		月 日

※無症状の感染者は、検体を採取した日を発症した日とします。

受診又は診断した医療機関名 _____

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行）

※出席停止日数の数え方例（発症・症状が軽快した日を0日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登園可。 □・◇・3・4・5・6・⑦・8

②2/1 発症→2/6 夕方解熱→解熱後1日経過→2/8 から登園可。 □・2・3・4・5・◇・7・⑧・9

（凡例：発症日 □、解熱日 ◇、出席停止の期間 _____、登園可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		